## 国から補助金等を受けた会社その他の法人に係る寄附制限について

### 1 国から補助金等を受けている会社その他の法人に係る寄附の制限

国(※)から一定の補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人は、 当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関す る寄附をしてはならない(政治資金規正法第22条の3第1項)。

※独立行政法人などを経由した間接補助金は対象外

[規定の趣旨] 国から補助金等を受けている会社その他の法人が、補助金等を受けているということにより国と特別な関係に立っており、その特別な関係を維持又は強固にすることを目的としてされる不明朗な寄附を防止しようとするもの。

### ○法第22条の3の適用を受けない補助金等について

次の(1)から(3)までに該当する補助金等については、規定の趣旨に照ら し、<u>補助金等を受ける会社その他の法人を利するような性質のものではな</u> いため、同条の適用を受けない。

- (1) 試験研究、調査に係るもの
- (2) 災害復旧に係るもの
- (3) その他性質上利益を伴わないもの

# 2 寄附を受ける者に係る制限

何人も、上記の寄附制限の規定に<u>違反してされる寄附であることを知り</u> ながら、これを受けてはならない(同条第6項)。

# 3 1及び2の制限に違反した場合における罰則

次に該当する者は、<u>三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金</u>に処する(法 第 26 条の 2)。

- (1) 1に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違 反行為をした者
- (2) 2に違反して寄附を受けた者(団体にあっては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)
- ※ (1)及び(2)のほか、団体に対する両罰規定あり(法第28条の3)

#### 〇政治資金規正法(昭和23年法律第194号) (抄)

(寄附の質的制限)

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

#### $2\sim5$ 「略]

- 6 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を第四項において準用する場合を含む。)の 規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。
- 第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第二十二条の三第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反 行為をした者
  - 二「略]
  - 三 第二十二条の三第六項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に 違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行 為をした者)

四~六 「略]